

○内閣府令第七号

消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）第三条第四号ロの規定に基づき、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年一月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定)</p> <p>第三条 令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの(当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>〔一〇十七 略〕</p> <p>十八 消費者契約法第八条第一項、第三項及び第八条の二から第十条まで</p> <p>〔十九〇二十二 略〕</p>	<p>(消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定)</p> <p>第三条 令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの(当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>〔一〇十七 同上〕</p> <p>十八 消費者契約法第八条第一項及び第八条の二から第十条まで</p> <p>〔十九〇二十二 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する日（次条において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日前にされた消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律による改正後の消費者契約法第八条第三項の規定により無効とされる契約の条項を含む契約の締結又は当該契約の締結について消費者を勧誘する行為については、なお従前の例による。